

〈最終講義〉

自然法と実定法

松 岡 誠

目 次

1. 時代と先達
 - (1) 哲学・思想遍歴時代
 - (2) 法哲学研究者
2. 「法律を超える法」を求めて
 - (1) 法の究極にあるもの
 - (2) 法律を超える法
 - (3) 根本規範
 - (4) 経験主義的法哲学
3. 「書かれた自然法」を求めて
 - (1) 実定法に内在する自然法
 - (2) 書かれた自然法
4. ロドス島とバラとミネルヴァの梟
 - (1) 新しい思想群に向かって
 - (2) ロドス島とミネルヴァの梟について

今日のお話することにつきましては、レジュメを作成してまいりました。どうぞレジュメをご覧ください。その用紙の中に本当は納まりきれないんですけども、その中でいろいろ説明をしていきたいと思っております。

この最終講義は、2年次配当の「法哲学」の時間ですれば本当は良かったんですけど、しかし法哲学は前期で終わっておりますよね。かと言って3年次配当の「法思想史」ですと、参加人数が少なさみしい感じがするかなと、こう思っていたんですが、いろいろと考えまして、むしろ最後の講義を法哲学史とも言える法思想史の時間でじっくり聴いてもらえることを願ひまして最終講義に臨んでおります。

今日は最終講義ということで、教員や職員の皆様方にも来ていただきました。

また私のゼミ、松岡ゼミの1回生に当たります4期生の長谷川史明君を紹介したいと思います。鹿児島から駆けつけて今朝ここにきていただいたということです。長谷川君は現在、志學館大学法学部の教授でありまして、法哲学や憲法を教えておられます。また私の最初のゼミ生ということでは岡田弘行君もまもなく駆けつけてくれます。本当にありがたいね。今日は長谷川君や岡田君などの4期生にとってみれば、私の最初の講義を聴き、また最後の講義をも聴くということになりますね。

今日はさびしいね、最終の講義になるとね。あとわずかって法学部長が今も挨拶で言っていましたから。したがってこちらも気持ちを引き締めて去っていかなくちゃいけないかなと思っております。さらにその他ゼミの卒業生ちょっと手を挙げてください。最近の卒業生も来てもらっております。それから4年次のゼミ生も参加しています。ですからお陰様で最終講義らしい雰囲気になりました。

そして何よりも、教員の皆様、職員の皆様、駆けつけてくださいましてびっくりいたしました。本当にこの時間お忙しいのに、先生方は大丈夫なのかなという気もしながら、しっかりと最終講義を務めてまいりたいと思っております。

1. 時代と先達

(1) 哲学・思想遍歴時代

それではレジュメを見ながら聴いていただけたらと思います。私の方は今日、一応こんな話をしようと思って、あまり脱線しちゃいけないかなと思いながら原稿化してまいりました。ですからそれをただ読んだだけでもいいのですが、いつものように大いにアドリブを入れながらお話をいたしましょう。

さて最初は「時代と先達」ということですね、レジュメの1. にこれから入ります。先ほど法学部長よりご紹介がありましたように、大学は明治大学法学部でした。その際に考えたんですね。法律、法科らしい科目、学問はなんだろうなど。そういうことを検討いたしまして、これは手続法、訴訟法、これが一番法学部らしいんじゃないかということで、民事訴訟法のゼミを選んだんですね。民事訴訟法のゼミというのは、裁判のことをやるのかなと思っていたら、

そればかりじゃなくて、訴訟物の特定でも、人対人を深く考えていくそういうふうな問題がたくさんあるんですね、ということがわかりました。当事者同士は人間関係ですから、これも考えなくちゃいけませんよね。そういうことでゼミに入ったんです。このときの知識が今でも法律知識の素養として、私を元気づけてくれています。その後、法律や裁判をしゃべっても自信を持って言える基礎になっているかなと思うんですね。

しかしながら、私の他方の気持ちで次第に西洋の精神ですね、これの根幹に触れたい。なんでそう思ったのかわからないんですけど、とにかくヨーロッパの精神、西洋の精神、これに触れたいと、こういうことを考えておりました、そのためにはどうすればいいのかということで、まずはキリスト教の神学ですね、これに飛び込んでしまったんですね。その当時、それに関する書物を神田の古本屋街あっちこっち駆けずり回って求め出しました。

神学なんて、本当によくわからなかったんですけどでも、スイスの神学者カール・バルト、この弁証法神学っていうのがプロテスタントや哲学界の一部で流行っていたんです。今でもわからないんですが、その言葉の魅力ですね、そういうものに夢中になっておまして、とくに「弁証法」なんていう言葉は聞いただけでも、なんだろうなんだろうという、そういう追究をしたくなってきまして、それでその弁証法に関して次々と文献を読み漁っておりました。

レジメに書いてある通り、アリストテレス、カント、ヘーゲル、マルクス、キルケゴール、サルトルなどの哲学書ですね、本当に片っ端から読み漁っておりました。もちろんよく理解はしておりません。でもそういう読破を続けること自体に、自分の中で満足するような、そんな性格が私にはあったんですね。このような性格は、その後も続くんですね。意外と続くということに自分でも驚いております。別に努力しなくても、好奇心というのは続くもんなんですね。逆にそこから離れよう、離れようとしても、またそういう好奇心に戻ってしまうというところがあるもんなんですね。皆さん方もそうかもしれません。先生方の中には思い当たるなという方もいらっしゃるかもしれませんね。とにかくそういう次第で、神学なんて当時の人はあまりやっていない、当時の学生は見向きもしなかったことに、ここに西洋の精神の本質的なものがあるんじゃないかと、こういうことを勝手に思い込んで読み漁っていたという次第でした。

このカール・バルトの弁証法神学というのは「神学方法論」なんですけれども、これをただ学問的に文献を読んでも理解できるものではないと、そのうちですね、そういうことに詳しい知人が、これを理解するにはキリスト教の信仰心が必要で、これと共にでないと理解できないものだなって言います。そうなってくるとこちらも困ってしまうわけで、そういう点においては、とても付いていけないということ、また他方では考え込んでいた時代もありました。

そういう中で次に、私が非常に関心を持った神学者がおります。歴史家でもあるルドルフ・ブルトマン、ドイツの新約学者です。このルドルフ・ブルトマンにつきましては、その当時流行りました実存主義的解釈と言いますか、実存にスポットを当てるといふような考え方ですから、「実存主義」とはなんだろうというそういう興味もあるし、それからあらゆるバイブルの物語は神話であると、いわばお伽噺みたいなものとブルトマンは言うのです。そしてバイブルについては基本的には物語であるけれども、その中にバイブルを書いた記者たちがメッセージを込めていると説きます。そのメッセージを読み取ること、これが「非神話化」という考え方なんです。非神話化が大切ということを出すのがこのブルトマンなんです。バイブルの物語が歴史的に実証されるのかどうかということとは別問題なんだというふうな考え方なんです。

これならなんとか付いていけそうだと、つまり信仰を前提にしていなくとも、この考え方ならば、ブルトマンのような考え方ならば神学を理解できるのではないかと、そういうふうに思い至りまして、このブルトマンの考え方をさまざまな観点から読み進めていた、そんな頃があるんですね。びっくりするでしょう、そんな時代が私にはあったなんて。その辺でカラオケを歌ってる今の私を見ればそう思うかもしれませんが、それについては時間があればあとで少し触れましょう。

そういうことで、なんとか自己流に解釈することも、その面白さっていうものを感じ出しました。他人の解釈、他人の意見ばかりじゃなくて、例え著書に書いてあっても、それを間違っているから自分なりに解釈し、そして納得し、納得したものをまた壊し、壊したものをまた打ち立てるなんていうように、そういうことの繰り返しを哲学・思想遍歴の中でやっていたということなんです。やがてそういう自己流に解釈した結果、その後は今日に至るまでな

んですが、「歴史哲学」といいますかね、その興味と探究につながってまいります。こういった神学についてやっていたために、ヨーロッパの精神的な基礎だとか、基本的な精神とかね、そういう問題が来ても臆することなく自信を持って、もちろん我流で言ってるから間違っていることはたくさんあったにしても言えるようになっていった、というようなことなんですね。

ちょっとでもやっているとやってないとはかなり違うんですね。私は語学については私なりに努力いたしましたけど、辞書があればなんとか読める、だけでもやっぱり自信がないっていうのがフランス語なんですね。正式に習っていないからなんですかね、そういうものなんですね。そういうこともあって、ちょっとでも習っておけばよかったなという後悔の事柄が今でも種々あります。何事もそういうようにその後の自信に繋がっていくことがありますから、したがって皆さん方も今のうちにいろいろなものにチャレンジして将来に繋げていただきたいなと思っております。その点、過去に挑んだ自問自答が今日までも繋がっているということがよくあります。

ときに大学院は明治大学の法学研究科なんですけれども、なんで法学研究科で哲学の研究してたんだってという質問が時折あるんですね。それは、法哲学の指導は大変恵まれたことにお二人の哲学者です。主として立石龍彦教授だったんですが、同時に中村雄二郎教授も一緒になって指導をしてくださいました。お二人とも哲学出身なんですよ。法律出身じゃないんですね。このことが私にとりまして大変幸いしました。法学者の考え方と哲学者の考え方とは微妙に違うんですね。同じように根本的に、基礎的に探究しながらも違いがある。私自身も生半可な哲学の知識を、この両先生によって初歩から徹底的に鍛え上げられました。その大学院時代に、もう哲学と言えば皆さん方はなんだか難しそうだなと思うかもしれませんが、私はいつの間にか哲学というタイトルを見たら、とにかく任しておけっていうぐらいな気持ちにだんだんなっていったということであり、これも両先生のお陰と思うんですね。

中村雄二郎先生って言えば皆さん方よく知ってると思うのですが、フランス哲学、フランスの思想では日本でも著名な先生でありますね。その先生が、わざわざヘーゲルの『法の哲学』を原書で読むって言い出すんですね、これにはびっくりしました。私は中村先生ですから、これはフランス語でなさるんだろ

うということで、フランスの文献をあれこれ先生にお願いしようとしていたんですけど、先生の方から、とにかくヘーゲルをやると、原書でやると。それもドイツ文字で、亀の子文字とかヒゲ文字とかっていうんですよ、昔のドイツ文字っていうのはね、ラテン語のあの文字じゃなくて、もうミミズのはったような、本当に専門家以外は読めませんね。今でも私は早く読めません、推測しながら読むんですけどね。それを中村先生は持って来られるんですね。

なぜ中村先生がそのときヘーゲルに拘ったのかについては、そのとき説明をしておられたんですが、中村先生もフランス語やってドイツ語が弱いと、ご自身おっしゃるんですね。それにヘーゲルからまだまだ学ぶべきことがフランス哲学思想においてもあると、こういうことですね。中村先生も汗かきながら、土曜日の午後から夜まで、途中でラーメンをとったりする時間もあるんですけど、研究室で研究会を開いていただきました。そのときは助教授や教授、他学部の先生方も集まり、院生は3~4名でした。先生方も来られて、一緒になってヘーゲルの哲学を研究し、また私も絞られたということです。そういう薫陶を受けていたわけで、今でもヘーゲルの法哲学に関して、その後は中折れしたような形で続かなかったところもあるんですが、将来ヘーゲルをまたやりたいなというふうにも思っておりますし、ここ数年はヘーゲルについて若干の論文も発表してきました。でもやればやるほどヘーゲルは魅力がありますね。

そういうことですが、そのときでも「自然法と実定法」、とくに現代自然法論にすごい興味を持つようになっていました。それはやっぱり神学についての基礎が我流なりですがあったためだと思いますし、その中で自然法がよく扱われていたからなんですね。しかし自然法にもいろいろなタイプがありまして、私が自分なりに学んでた自然法はそのほんの一部だったんだということがだんだんわかってまいります。そういうことで「自然法と実定法」は大学時代からの主要なテーマになりました。と同時に未だに解決していない問題でもあります。

だから今日はそのお話をしたかったんです。むしろ何の解決もできておりませんと、でも一生懸命まだまだ考えておりますということを、今日はこれからお話をするわけでありまして。なんかね結論めいたことを堂々と言えるといいんですけど、後でもお話をしますが、壁、壁、壁です。挫折、挫折、挫折のその後の哲学・思想遍歴でもあったと。今日はそのことを正直にいろいろお話をし

たいというふうに思っております。

ここまでは1960年代の中頃から後半にかけてのお話であります。その中の大学院時代ということでは、なんだか堅苦しい話のように思うかもしれません。じゃあその頃、私の青年時代は哲学青年でしたから、たしかに硬派の学生だったんでしょね。硬派っていうのは、硬派と軟派、硬派は硬いという意味、軟派っていうのは柔らかいという意味でね、軟派の学生はよく遊び歩いてたね。今ではナンパするって意味もあるかもしれません。そういうことで硬派はさまざまに硬いイデオロギーだとか政治だとかに夢中でした。それに対して、そういう話とは違う柔らかい軽音楽の話とかダグンスの話とか、そういうのは軟派の学生。このように言われるわけですけども、その両方とも実は日本の青年、青春時代っていうのに大切ですね。私はどちらかという硬派に属するかなと思いますし、何しろ時代がですね、安保闘争後の、安保闘争後の活動家を安後派って言ったりしてね、安後派の学生運動が華やかしき時代ですから、どうしても学生同士集まっても、イデオロギー論争とか、そういうふうなことになりがちでありまして、よく論争もいたしました。

しかし挫折もたくさん味わうんですね。自分が読んでる本はよくわからない、理解できない、友達と話をしても意見が合わない。そういうことがいっぱいありまして、これも挫折ですね。そういう中で私は挫折を味わいますと、今日でも何かそれを中和するものが必要なんですね。先に話の出たカラオケもそうかもしれません。その中和するものが遊びというふうになるわけなんですが。遊びと言ってもその当時の学生は金もなし、広範囲に情報交換できる機器もありませんし、居酒屋で呑んでもカラオケなんか全くありやしませんから、私の場合はせいぜいお金を貯めて、当時ユースホステルっていう、青年の宿みたいのがありまして、そこを巡っておりました。今でもそういう旅は大好きですね。

ゼミの諸君に言うんですが、今年の夏は旅行してきたということをおね、それも青春18切符でやってきたよって言うのと皆びっくりするんですね。なんでそんな青春18切符でと。あんないいものはないですよ、このオジちゃんにとってもですね、各駅停車でどこまでも行けるわけですから。3年前かな、奈良から東京までそれで1日で帰ってきました。楽しかったですよ。で、思い出するのは学生時代です。学生時代の遊びにしても続くものですね。そんなにすぐに人間は

変わるものではありません。ということのお話をしながら次に進みたいと思います。

(2) 法哲学研究者

法哲学研究者というふうにレジюмеで題しておりますけど、1970年から2年間ハイデルベルクに滞在をしていました。その大学の自習室の一つが、世界的に著名な法哲学者で刑法学者の、もう亡くなられたグスタフ・ラートブルフ先生の部屋と知ったんですね。もうびっくりしました。いくつか自習室がありまして、そのラートブルフの部屋はこの部屋の5分の1くらいですかね、いやもうちょっとくらいあるかな、の部屋なんですけど、法哲学関係の本がずらっと並んでいて、ラートブルフのサインなんかもありました。そうそう、ここにおられる恩田祐祐助教は行ったんでしょ最近そこへ。この前、その部屋見ました？ 見ませんでした？ 法学部館の中にある部屋なんですけど。そういう次第でそこへ入っただけで感激しましてね、ラートブルフご自身のサインがあるなんて、それだけでも法哲学をやっている本当によかったなというそんな気持ちでおいりました。

その折にですね、ラートブルフの部屋は自習室ですから、最初行ったとき数人の学生がいるんです。ラートブルフの研究を今でもやってるのかなと思ってね、熱心に勉強してるんですよ。私もその学生たちの顔見ていたんですね。どんな顔してるんだろうと。そのうち向こうの方から、このアジア人は何しに入ってきたのかって言うんですね。ラートブルフの研究をしたって言ったら、「え、ラートブルフってあの既にお亡くなりになった、自分はよく知らない」って言うんですね。なんとその学生たちは司法試験の勉強でした。そこをただ自習室として使ってるんですね。ちょっとがっかりしましたけれども、しかしその後私が通い出しますと、そのドイツの司法試験組は、司法試験と言ってもドイツの場合は日本とは少し違いますけど、制度がね、そのうちそういう学生たちも居なくなりました。別の自習室に移ってくれまして、私は一人で部屋の雰囲気味わっていたということで、これも冥利に尽きるってというような感じがした一時でした。

さまざまな法学や哲学の授業に飛び込みで参加しました。本当は大変失礼な

んですけども、講義の先生に断って行かなくちゃいけないんですが、とにかく授業のハシゴって言いますか、それをやってました。先生方も別に嫌な顔もせず、受け入れてくださって、その授業が終わってお話をしても、「わかりますか？ また来てください」っていうことで、そのへんは大変ありがたいことで、せっかくドイツまで行ったんだから訳わかんなくても、とにかく教室のハシゴっていうことをやっていたりしていたそういう時代もありました。

それでもいろんなところで私はしょっちゅう挫折するんですね。壁にぶつかって、自分で壁を作るっていうか、他人が作った壁じゃないんですよ。全部自分で作ってるんですよ。したがってその中和剤としてどっかヨーロッパ旅行へ行っちゃうとか、そんなことの繰り返しでもあったのです。

1972年に帰国しまして、そこから本格的な法哲学・法思想史の研究ということになるんですが、1976年に先ほど法学部長がおっしゃったように、本学の専任になっております。年は33～34歳の間ぐらいでした、それから37年間ということになりますね。他大学に移るという浮気をしないで、本学で壁にぶつかり、また克服し育ってまいりました。創価大学あつての私であり、法哲学であったということであるわけです。いろいろな点で「創価法学」などにも論文なんかを書いて、私の場合は書くときはまとめて書いて、書かないときはかなりの年数書かないという、名人芸的な形になりがちなんですけれども、それでも他の先生方に温かく見守っていただきまして、私なりの思想をなんとか論文化したいということによってやってきたわけでありまして。でもしょっちゅう転びますから、七転び八起きならいいんですが、今から思えば、七転び六起き、あるいは五起きくらいしかできなかつたかなというのが実感なんですね。

このようにして時代ごとに回顧するのは最終講義らしいですね。最終講義で回顧しながら時代的にお話をすることなんです、アドリブを入れて話をしていきますと、時間のこともありますから、以下では、これから法哲学研究の中身って言いますか、それは「自然法と実定法」のことでありますが、それに関して述べたいと思います。

ここからの話はかなり眠くなるかもしれませんが。私の話はいい子守唄になるというふうにもいつも学生諸君から聞いておりまして、諸君たちがスヤスヤと気持ちよく私の講義で眠れるんだったら、私も眠りながら講義できないかなと

思っつとその方法を考えてるんですよ。眠っているけど口だけしゃべってる、これができたら最高ですよ、お互いにね。そうは行きませんが、私はこうして教壇に立ちますと、90分間、口が勝手にしゃべってるという癖が身に付いておりますので、皆さんは眠くなりがちですから、睡魔と闘わなくても結構です、ご自由にしてください。だいたい自然法について話すのですから、要するに自然に逆らってはいけないということはとても重要な自然法に対する研究態度なんですね。自然には、逆らっても逆らっても負けます。したがって自然に逆らわず、自然法と共に自然を活かそうということ、これが実は今日の中心になる結論めいたことでもあるんです。ここで先にお話しておきたいと思えますから、眠くなった方はどうぞ聴きながら眠ってください。私もしゃべりながら眠る、最後の講義くらいそうしたいなと思えますけど、できますかね？

2. 「法律を超える法」を求めて

(1) 法の究極にあるもの

法律を超える法ですが、レジメの2.のところにまいります。学生時代に読んで今日まで、さらに今後も考え続け自問自答していくであろう問いが一つあります。それは戦後、日本の法哲学を引っ張った尾高朝雄先生の『法の窮極に在るもの』という書物の非常に魅力的なタイトルについてなんです。この本に出会ったとき、ガーンと頭にきましたね。それで法の窮極に何があるんだと、これを一つ調べなくちゃと、これこそ法哲学だろうと、そのとき思ったのです。そのタイトルのような、法を支える窮極の姿とは一体どんなものか、これを考えるだけで身震いをするという、純粋な哲学青年ですね、これで身震いする、それが面白いんです。法の窮極にあるものを一生懸命自分なりに追い求め、来る日も来る日も探究してくだらうというテーマなんですね。皆さん方もこれまでもぶつかって、これだっというテーマ、一つはお有りだと思いますし、またそれを今後も考え続けていく。この考え続けていくことこそがとても大切なんですね。それこそ人間らしい魅力であるし、パスカルが言うような、考える人間の姿だというふうに思うんですね。

尾高先生は窮極の姿として、政治を支える理念の力、これを説いたんですね。

また「政治とは法を作る力であり、破る力である」と述べたのは尾高朝雄先生なんです。ですから法の素材には政治がある、政治はあるけれども、その政治も勝手なことはできないとね。理念の力、この理念による矩で政治が動かなくてはならない。こういうことをおっしゃっているわけなんですけれども、それ以来私は法・政治・理念、この三つの関連をどのように捉えていけばいいのかについて、さらに法に対する道徳、あるいは法理念についてなど、さまざまな思考を求めることになります。

そのために幅広い読書をやってまいりました。マルクス主義、ダス・カピタル（資本論）ですね、これも全部読もうなんて、結局読み終えませんでしたね。分厚いから寝るときの枕にちょうど良いものなんですけれども。本は買うだけでも高かったですね。その種の本を売ってる神田の古本屋街で安く手に入らないかなと思いつつながら、ボロボロになった誰か他人が使った本を買い求めては自分なりに読んでいたそういう時代もありました。それから、フランクフルト学派や新左翼と言われた、こういった本なんかもなかなか手に入らなかったんですけど、読んだりもしました。

私は一方で極端な思想を読んだときには、他方ではそれを中和するような反対の立場の極端なものを読むという傾向が今でもありますし、学生の頃からあるんですね。ですからそれと反対になるであろう哲学書に関する本も同時に読みました。例えば形而上学とか価値絶対主義、こんな本まで読んだりいたしまして、その中でより現代的な自然法論に役立たせることはできやしないかと、いろんな仮説を作りながら自分なりに検討していました。とくに法史学者のヘルムート・コーイグの基本価値論、これ面白かったですね。それからニコライ・ハルトマンの価値王国論、こういうものに至るまで、価値哲学や価値論を自分では深くやったつもりですけど、これらにも何か付いていけないような深い溝と言いますか、深い井戸に落ちたような感じでやっておりました。

それでも気持ちは幸福でした。わけのわからないことを一生懸命やることほど幸福なことはありませんね。わけのわかっていることじゃなくて、わからないからまた次へ次へと追い求める気持ちが起きてくると。それがやっぱり哲学らしいし、哲学にはそういう側面があるだろうと、今でもそう思っております。さまざまな哲学や思想を読み漁ったわけですが、このような検討から自然法問

題も解決できるかもしれない、ということでまた自然法、とくに現代的な自然法の理論について少しずつ進める時代があった次第です。

(2) 法律を超える法

1980年代、当然そのときはこの大学の専任でありますし、先ほど法学部長がおっしゃったように学部長補佐をやっていた時代でもあります。小室法学部長の下で、A棟を走り回っていた時代でもありました。その頃は私が一番年少だったんですよ。今は最高齢者になりましたよ。ということで一番年少ですから使いつ走りですね。ずっと私はハイハイと言ってよく走り回ってました。だから痩せてましたねその当時は、勉学で痩せたんじゃないですよ。雑用係で、食べてる暇もないようなことでして、走り回っていた時代でありました。懐かしいですね。そういう頃が一番懐かしいですね。いろんな先生方の、こうしろ、ああしろって言う声も未だに聞こえてまいります。今でも夢に見ることがありますね。

それから上智大学のホセ・ヨンパルト先生とか、あるいは当時は筑波大学の阿南成一先生など、日本における著名な自然法論者の先生方にも知遇を得まして、次第に自然法論者の方々と研究が広がってまいります。けれどもその多くはカトリック自然法論なんですね。私はプロテスタント自然法論でも、カトリック自然法論でもない、単なる〈自然法研究者〉ですから、なかなか付いていけないところもありました。

それにしてもカトリック自然法論は文献も、トマス・アクィナス以来の歴史的にすごい分量を持っておりますから、それらを理解するだけでもシンドイ思いをいたしましたけれども、但し自然法論の研究会の中で次第にわかってくることもありまして、そういう点では中世の神学者、『神学大全』を書きましたトマス・アクィナスの影響はすごいな、学問的にもすごいなということを思い知らされました。しかし疑問は疑問としてずっと残り、伝統的な自然法論には何か今ひとつ付いていけない感じを持っておりました。このトマス・アクィナスの主義はトミズムなんて言ったり、その自然法論者はトミストなんて言ったりするんですが、この自然法論が世界では主流なんですね。自然法論に関して、世界的主流であるトミズム自然法論の輪郭が、ようやくわかったという頃でも

ありました。

ああでもないこうでもないと思案しているうちに、既に読破していたラートブルフの著作集をもう一度再読してみようと、同時にその中にある「法律を超える法」を再検討しようと思い至りまして、このラートブルフ研究も同時に行いました。まさに法律を超える法ということで、ラートブルフがこれを言い出すのは戦後なんです、とくにナチスの不法国家において成立した法律が、人道などからどうしても認められない場合に、その「不正な法」の効力を否定するという、そして極端な悪法は法と認められないと解したのはラートブルフでした。これは所謂、「ラートブルフの公式」ということで、今日でも国際的な戦争犯罪を裁く国際刑事裁判所、あるいは国際戦争犯罪法廷などの裁判でも用いられる法理でもあるんですね。それゆえ不法国家で人道に反する法律に従った者や、非人道的な行為を行った者は処罰される、責任を問われる、というのがラートブルフの公式という考え方なんです。

そこでこのようなことを言うラートブルフは新カント学派としての二元論的な考え方を戦後は捨てたのか、捨ててないのか。あるいはこれは不法国家という極端な場合だけの理論なのか、普遍的な法理として受け取っているのだろうかと何度も推考しながら、このことについて考え込みました。このラートブルフの公式の考え方、定式とも言いますが、これをもってラートブルフは戦後、自然法論に転向したのか、なんてことまで私は思い込みながら、また悩みながらラートブルフを読んでいたという頃でもあります。

ラートブルフが法律という枠を超えて、そして過去を切ると言いますか、そういうことができるとするならばこれは自然法の重要な性格を示しているんですね。その点でラートブルフは自然法論の陣営に戦後なったと言えないことはありません。しかしながら自然法論というと、その典型的な性格の一つに一元論というのがあるんですね。これは存在から当為を導き出すとか、事実から価値を引き出すということで、一元論的な見方をいたしますから、そこまでラートブルフは自己のすべての理論を変更させてはいないようにも見えます。そうなりますと一時的に、この不法国家の場合のみ、高次の法を例外的に認めて、残りは依然とカント的多元論にとどまっていると言えないこともないですが、このへんは私もずいぶんと悩みましたけれども、私の結論はやはり、「法律を超

える法」と言った時点で現代的な自然法論に転向しているというふうになるのですが、しかしこの考え方は法哲学会ではまだまだ通説ではありません。

この不法国家の法的効力を否認して、悪法は法に非ずという自然法的効力論というものが、戦後の世界秩序に大きな影響を与えております。そのことによって世界、また日本の戦後の復興もそうですが、自然法的で基本的な価値を踏まえた法律が作られること、それは憲法に示されるわけですが、より価値ある姿を世界は実現しなくてはならないという気風が広まってきます。ラートブルフは戦後まもなく、日本にやってきてそのことを教え、また寛容の精神についても述べて、民主主義の根幹を説いた学者でもありますし、「価値相対主義」というような見方もラートブルフの主張でもありました。

二元論の問題については、その後私をずいぶん悩ませるんですね。というのは自然法論は先ほども言いましたように一元論的見方がこれまで専らでした。しかし一元論的見方に対しては、多くの反自然法論とか自然法批判論から、確かな事実が捉えられないとか、事実から価値を導いているのは一種のファラシー（誤謬）であるとか、これを「自然主義のファラシー」と言うのですが、そのような批判が専らなんですね。私もそう思わないことはないですが、事実から価値を導くということについては、やはり自然法論の論拠として、まだまだ弱いなというふうに思ったりもし、また今でもそう思っております。ですから価値という点から考えますと、どうしても二元論的な方法論が必要になるのではないかということであり、したがってラートブルフが戦後、価値と事実（存在）との対比的な緊張関係を述べたことは、私にとりましては大変勇気づけられた方法論でもあったわけです。

(3) 根本規範

次は「根本規範」でありますね。ラートブルフは新カント学派でありましたから、これは方法二元論と言われるわけですが、同じ新カント学派で方法二元論を採りながら、ラートブルフと違う方向を向いたのがハンス・ケルゼンなんですね。ラートブルフは二元論として価値（当為）と事実（存在）とを対比させるような見方を採るんですけども、このハンス・ケルゼンはそうじゃありません。それは事実（存在）の中で、自然的なものと同規範的なのものを分けて

しまうような二元論なんです。そして自然的・因果的なものを捨ててしまって、規範的・当為的なものだけにのみ重きを置くという、そういう意味での規範の純粹理論でもあるんですね。私にはこれは大変魅力的でした。一元論か、二元論か大変悩んでいた時代ですから、ケルゼンのこの思想に触れたときは、目から鱗と言いますか、それぐらいの気持ちでいたわけでありました。今でもハンス・ケルゼンが事実（存在）に着目して、その認識方法として、自然的事実と規範的事実とに分けるような方法二元論は、一つの素晴らしいアイデアだと思っております。

しかしながら、それはこういう形で法規範の純粹性を保とうという考え方であり、これこそケルゼンの「純粹法学」ということでありますし、同時にそういう形での「法実証主義」になるわけですが、その際、ケルゼンの「根本規範」を知ったときに、私はケルゼンへの期待が急速に萎むという思いをいたしました。ケルゼンの言う根本規範にはどうも付いていけないですよ、ということなんです。そういうことで、理論としての純粹性の形で規範論の問題を解決しようとするところは大変素晴らしいと思いつつも、なぜあのような論理的仮説としての根本規範を言い出したのかということなんです。

ここをもうちょっとお話いたしますと、私は自然法の実効性について、実効性を持つ自然法のためには、実定法に採り入れられるということが必要であると考えているものですから、その点で採り入れられた自然法を確かなものにするには、ケルゼン流の法段階説、法実証主義はとても重要な方法論です。それに勝るものはないと今でもそう思っております。しかしながら、その憲法のさらにその上にあるのは何かというときに根本規範というものを持ち出したケルゼンは、これは論理的な仮説と言いつつ内容が述べていません。論理的な仮説でありますから、従って憲法制定権力というものも認めないんですね。非常に形式的な、とにかく法は上位のものに従えということですね。そのようにしか言えない。内容的には何も述べておりません。

私はそこに少しでも正義、とくに実質的な正義を根本規範に入れているならば、私はおそらくとうとうケルゼニストとか、ケルゼン信奉者になっていたんじゃないかというふうに思うんですね。結局ケルゼンは、その根本規範から憲法制定権力も排除し、ただ形式的な命題として法的権威による行動を指摘するのみ

でしたから、それでその仮説的な基礎を表すということなので、それに対して私はどうもそれでは最上位の法的命題を守ることはできないのではないかと、思われたのでした。

この点で多くの論者がケルゼンを批判し、また根本規範を批判するときに常に言うのは、根本規範にもっと実質的な内容があればこれはもう完璧だという考え方ですね。しかしケルゼンは絶対に反対いたします。それならばまさに事実から価値を引き出す誤謬を、かつての自然法の誤謬をさらけ出すのに等しいと反対することでしょう。それもわからないことはないんですけども、それだけでは足りないというのは、その当時、また今でも私はそう思っています。そういう中でケルゼンが根本規範に実質的な正義を採り入れてもらえればなど、今でも恨み節的に思いながらケルゼンの写真を見ているということがあります。

ケルゼンの影響は戦後の日本においても大きなものがありました。とくに法律が持っている権威ですね。これはケルゼンの法実証主義が戦後の日本を支えたということです。それは憲法解釈で政治的判断などの法外的判断を排除するということですね。それからまた法律のさまざまな問題を、その淵源を憲法に求めるということ、そういう意味で戦後の日本国憲法の権威を高らしめた、という点においては異論はないだろうというふうに思いますね。

このことについて私はかつて、横田喜三郎という国際法学者の最高裁長官で、《横田ケルゼン》とも言われたんですけども、横田先生のお話を講演会で聞いたことがあります。横田先生も何か問題が起こるとまず憲法に問う、法律に問うという。そして法律の精神に問うということ、これは常にケルゼンから学んだことだ、ということをおっしゃっておられました。まさにケルゼンが戦後の日本の法律の権威を高めるという点において大きな影響を与えたことは否めないことであろうと思います。

(4) 経験主義的法哲学

このケルゼンの考え方のもと、戦後の日本に入ってきた法思想の中に経験主義による科学的方法論というものがあります。つまり法律をもっと科学化する、法学方法論を科学化する、法律を科学の目で見ていこうというような「経験法学」の考え方ですね。そして社会科学には二つありまして、一つはマルクス主

義が重要な社会科学です。もう一つは「経験科学」というんですけれども、イギリス経験論のように経験主義の哲学を採り入れた方法や、さらに科学的な方法を採り入れた経験科学の方法論などがあります。中でもマルクス主義の社会科学に対して、それに反対する科学的な経験科学を対立化させる見方もありますね。その時に思想界では、社会科学についてのマルクス対ウェーバーという対立に関して、戦後の社会科学理論の構築のためにさまざまな討論がされました。

その他、川島武宜先生の『科学としての法律学』という本もずいぶん読まれましたね。主観的な判断だけで法を解釈してはならない、科学的な論拠をもって法律を理解しなくてはならないということですね。川島先生はそれを「法社会科学」として位置づけします。今日の法社会学と同じ理論になっていくんですけれども、社会学的な検証は法律にとって必要であると、単なる独断的な解釈をしてはならないということを主張されたわけです。

これも私に刺激を与えましたが、その後に続く碧海純一先生の「経験主義的法哲学」という内容についてはびっくりいたしました。これを《碧海ショック》というんですけれども、このショックから私は未だに抜けきれておりません。ショックのままなんです。大変ですよ、ショックのままはつらいですよ。でもそれがまた、私の宿命かな、宿業とも言えますが、そう思ってますね。偉い先生がああとき現れなければ私はこんなに悩むことはなかったと思うんですね。

なぜかというと碧海先生はあらゆる価値は情緒的なものなんだと。これには分析哲学による「言語分析」や「論理実証主義」とかいうものを持ち出してくるのです。それで哲学的思考をバサバサと切っていくという方法論なんです、たしかに魅力的です。そして法哲学をはじめ基礎法学はなんて遅れているんだ、というようなことが見せつけられます。これは碧海ショックということで、従来型の思弁的な、思考的なと言ったらいいかな、考える学問としての法哲学のようなものを全部主観的なものとして一網打尽にそれを拒否するのが碧海先生でした。本当にこれほどシャープな方法論は見たことがありません。こういう考え方を「経験主義的法哲学」と碧海先生は言うのです。一時期この碧海先生の言うような分析哲学の言語理論にはとても勝てないというふうに、思い込んでいた時期もありました。

加えて分析哲学の影響で「記号論理学」や「メタ倫理学」が登場します。記

号論理学の数理論やメタ倫理学も勢いが増してきます。メタ倫理学は、何が正しいかというその正しい基準そのものを考えるんですね。これに対して、命題の内容が正しいかどうかを考えるのは「規範的倫理学」と言います。ちょっと違うんですね。これまで正義にしても、こういうことは正しいかどうかという内容的なことを考える規範的倫理学から専ら考えてきたんですね。それに対して、正しい基準そのものを追究するのがメタ倫理学です。そして分析哲学などから、思弁的で主観的に考えるような、また客観的に提示できないような考え方の思考を打ち切るべきだという主張が、法哲学の方法論でも優勢な時期がありました。

こうして最早、従来の思弁的法哲学は時代遅れなんだと、一時は皆そう思ったものです。法学の基礎理論は遅れている。法哲学などの基礎法学も遅れている、と言われて私も困りました。なんとか規範的法価値論の復権はならないだろうかと、そうでないと今まで過去にやってきたことがすべて無駄なのかというわけで、そこからまた規範的法価値論の復権ということ、気を取り直してやり出しました。

そうこうしているうちにこの碧海先生の本に私も迷い込みました。それだけによく読みました。私はこれまでいろいろな本を読んだ中で、一番よく読んだのは碧海先生の『法哲学概論』という本なんです。もう暗記するくらい読みました、これだけですこんなに読んだのは。私はそこに、絶対に自分には付いていけないものを感じたからです。付いていけるものならそんなに読みません。なんだか付いていけない、どこが付いていけないかもわからない、ただ感覚的にどうも付いていけない、そういうことで一生懸命読んだんですね。

今でもその本はボロボロになって書庫にありますけど、それを見るたびに、この本に出会わなければといつも思うんですね。出会わなければこんなに悩まなかったんだと、恨み節みたいに今もそれを置いてる本棚を見ております。何か付いていけないもの、それは一体なんだろうか。結局それは、矛盾に満ち、情緒豊かな人間の息吹と言いますか、そんな言葉でしか表現できないんですけども、どうもそんなものがちょっと欠けているなど、平たく言えば人間味が欠けているなど、未だにその感をしております。この4月からヒマがたっぷりできますので、碧海先生の本を読み返してみたいと思うんですね。今の年令で

読むとまた違った感想を持つかもしれません。

3. 「書かれた自然法」を求めて

(1) 実定法に内在する自然法

レジュメの3.にある『実定法に内在する自然法』という書物によって、ホセ・ヨンパルト先生は実定法に内在する自然法という考え方を提唱したんですね。それは実定法の中に法的自然法という原理・原則があつて、それは非恣意性、当為必然性と言いますか、そのような内容があると共に、また法原則の歴史性という性格があると。それは普遍性や不変性という性格よりも重要であるということを描指したわけですね。従来の伝統的自然法論では、自然法の普遍性や不変性が専ら強調されたのですが、ヨンパルト先生はそうではなくて、法学上の自然法はこれのみで独立しているということをおっしゃるんですね。ですから、他の神学上の自然法、あるいは倫理学上の自然法、これらから切り離して法的自然法を専ら考察する道があるんだということを提唱なさったわけなんです。

こういう考え方は、カトリック自然法論の陣営からは珍しい考え方でもありますし、またその方面からヨンパルト先生は批判もされます。けれども敢然と法的自然法の独立性を引っさげて、またその可変性まで述べて自然法論を再構成するんですね。私はこのヨンパルト先生の考え方には大変感銘を受けましたし、このことを知ったときに小躍りして喜んだ一人でもあります。そしてヨンパルト先生は、とくに欠いてはならないもの、その基本になるのは「人間の尊厳」だということを説きます。

この「人間の尊厳」を追い求めるということ、それを法的に実現するということは、その後のヨンパルト先生の主要な目的になっていくのです。ただ、それでも私はこの法的自然法と他の自然法とを切り離すというのは果たしてそんなことできるのだろうかということについて疑問を感じておりました。人間の内面、それから宗教的な信条も含めまして、そうは簡単に切り離すことはできないであろうと。

例えば自動車の機械はまさに整備士でもない限りはよくわかりませんが、簡

単なことならばわかりますよね。けれども運転しているときもたしかに運転の教則というか、道路交通法に従って運転すればできるわけですが、運転手の心の中では、事故を起こさないようにとか、他人の命を傷つけないようにとか、さまざまな内面的な祈念、心が関わり合いを持つわけなんです。これは法的自然法とは関係ないようですが、何事も情情的かつ信条的な影響を受けるといふことの例です。そこで他の自然法と、法学上の自然法である法原則とを、簡単に切り離すことはできるのだろうかという疑問を持ったわけです。つまり法的自然法である法原則を他の自然法が支えているのではないのかという疑問なんです。

この点、アメリカのリアリズム法学では心理プロセスはとても大切な研究になっていまして、裁判においても裁判官個人の心理的かつ情情的な影響があるということ暴露したのがリアリズム法学や、アメリカの法心理学であります。そのように私たちは何事においても、それはさまざまな人間の心情や信条と全く無関係にあるのではないということですね。そのようなことを今でも考えております。

ゲオルグ・ダームというドイツの法学者も、実定法は法の外の標準を採り入れる、これが実定法というものなんだと。実定法だけが独立しているのではない、実定法は常に外の標準、これを採り入れる。なぜかという実定法には根本的な欠陥があるからだと言うんですね。その欠陥は何かというと、自分で自分を判断できないという欠陥です。つまり基準や標準を入れないと判断できない。あるいは外から良いか悪いかということ言ってもらわないとわからないということですね。私たちが他人の目から判断してもらい、評価してもらいという必要性和似てると思います。自分のことは自分でわかってるなんて思うかもしれませんが、決してそうではない。それと同じですね。それは自分以外のところからさまざまな評価や価値を採り入れ、自身について自問自答して自分を考えてみるということでもあります。それと同じように実定法というのは、自分で自分を判断できないという根本的な欠陥を持っているんだというダームの指摘は、私をまた勇気づけたことでもありました。あるいはその他として、労働法学者で法哲学者の峯村光郎という慶応大学の先生だった方も、自然法の超越的な価値、これが実定法に入ってくることによって、実定法は内在的な力

を持つということをおっしゃっております。これも私を大変勇気づけました。

だから重要なのは実定法への内在化、つまり自然法を実定法に入れるということ、これなんだということですね。なぜなら実定法の中で基本的な価値は作れないということ、これこそ私のその後の「自然法実証主義」という考え方の出発点でもあり、そして到着点でもあるということなんです。それが法律を超える法でもあり、法の窮極にある法の姿でもあるわけです。そうなりますと、実定法か自然法かという所謂アンチノミー（二律背反）はそこで意味をなさなくなってきます。私は今でもそう思っております、自然法論か、あるいは法実証主義かという二元論的なアンチノミー（二律背反）の選択は、最早不要になってくるのではないかというふうに思うのです。それは「実定法に内在する自然法」ではなく、「自然法の実定法化」によってそうなる、今でも考えるわけです。

ミュンヘン大学のアルトゥール・カウフマンという刑法学者で法哲学者は、実定法でもなく、自然法論でもないという姿はそれこそ「第三の道」なんだという第三の道理論を提唱いたします。これで私も困りました。しかしたしかに第三の道はあるのではないかということで、この第三の道をその後ずっと求めてきたのです。ヨンバルト先生の自然法論では第三の道なんか絶対がないという立場なんです、私はそれに反しまして対抗して、第三の道としての自然法論かつ実定法論があると。そこには自然法と実定法とが相互に補い合う関係を持つ、あるいは自然法と実定法とは緊張関係として置かれる。こういうふうな見方なんです。

私はこの際によく「楕円形の理論」ということを言うんですが、楕円形というのは中心点が二つあるんですね。円というのは一つでしょ。楕円形は二つあるんですね。したがってこの二つが緊張関係を持って楕円形という存在を基礎づけているということなんです。これはあたかも自然法と実定法とが楕円形の二つの目となって、法律の姿を根本から支えている、こういうような考え方ですね。そういう考え方を今でも持っておりますし、それがいいんじゃないかと思ったとき、これならいけると思ったときはもう世界の新発見のような、ノーベル賞ものぐらいにチョー大げさに思って、一人勝手にニコニコ笑ったり喜んでおりましたから、やっぱり変なんです。他人から見れば変だったでしょう。

でも嬉しかったですね。道を歩きながらそういうことに気づくわけですよ、自分の考えはいけるぞということにです。もちろん後から研究会でメチャクチャにやられたりするんですけど、そういう運命が待ってることを露知らず、そういうときは嬉しいものです。それは私だけの秘密でもいいんですが、とにかく嬉しかったですね。

(2) 書かれた自然法

「書かれた自然法」という考え方は結局私の到達点でもあります。自然法といえるほど高次の法は、実定法に書かれなくちゃいけない、倫理則もそうだ。それをきちっと整えるのが法哲学なんだということなんですね。これは今の私の法哲学の立場でもあるのです。その書かれた自然法と言いましても、高次の法は得てして抽象的な文言でありますから、どのようにして書けばいいのか、あるいはまだ書かれていない自然法はどこにあるのか、またどのような形であるのか、あるいは早く書かれるべきものは何なのかとか、そんなことをクドクドと思い返して、クルクルと頭で回転させていました。今でもそうなんですけど、これが法哲学なんです。

例えば今日の生命科学ですね、ここではまだまだ生命の問題に書かれなくてはならない自然法がたくさんあります。とりわけ先端医療技術の発展、その法的かつ倫理的な規制問題なんかもそうですよね。生命倫理を含んだ生命に関する法、この法が整えられる必要性がまさに高まっているんです。その際に、何よりも全生命体の基礎としての「生命の尊厳」ということ、それから自己決定の基礎としての「人格の尊厳」ということ、それから規範の基礎としての「人間の尊厳」ということ。この三つの尊厳、これはまさに法の窮極になくてはならないということなんです。生命に関する法律ができたとしてもその窮極にはこの三つの尊厳がなくてはならないことでもあります。そういう形で書かれるべきだということ、そしてそれを推し進めるものが法哲学の役割ではないか、というふうに考えているわけであります。

このような三つの尊厳性についての配慮は、実質的な正義の核心に据えられて、初めて法は妥当性と正当性とを得ることができないのではないかというふうに思いますから、憲法であれ、刑法や民法であれ、企業法であれ、国際法も含

めて常に高次の法価値、すなわち自然法的な内容を取り入れて、そこからもう一度それぞれの条文規定を見直さなくてはならないということにもなるわけです。その意味で尊厳性の実現のためには、例えば戦後の再生自然法思想の内容があるのです。平和とかヒューマンイズムとかこれは既に各国の普遍的な精神になっておりますし、また国連憲章、世界人権宣言、各国の憲法などにも書かれているのです。戦争犯罪の防止などもそうですね、アパルトヘイトの撤廃なんかも、男女平等もそうですが、全部その基礎には高次の法の精神が息づいている、さらに息づかせなければならないということなんです。

そういう意味で自然法論はどんどん進化する必要があります。私が注目しておりますのは、イギリスの哲学者ジョン・フィニスの新しい自然法論です。これは演繹的に思考する、思弁的に哲学するというのではなく、人の行為にスポットを当て、その行為の目的として究極的な基本的善を実現するというような、新しい前進した自然法になっていると思います。さらにその他では、自然法とまで言わなくてもアメリカやイギリスで活躍するロナルド・ドゥオーキンの「権利基底的理論」なんかもまさに自然法論と同じような枠組みを持った思想だというふうに思いますね。

4. ロドス島とバラとミネルヴァの梟

(1) 新しい思想群に向かって

最後にレジュメの4. の、ロドス島、バラ、ミネルヴァの梟についてお話をして終わりたいと思います。いろいろな哲学や思想を述べましたけれども、日本はありがたい国ですね。外国で出た文献がすぐ日本語に翻訳される。そして我々がそれを読み、理解できる、そういう国でありますから、日本こそ本当に哲学・思想遍歴するにはうってつけの国とっております。その中で採り上げるならば、アメリカの政治哲学者、ジョン・ロールズのリベラリズム（自由主義）、それからロバート・ノージックのリバタリアニズム（自由至上主義）、あるいはアラスデア・マッキンタイヤのコミュニタリアニズム（共同体主義）などがありますね。これらは私も時代に遅れまいと思って、若い研究者にこんなことも知らないのか、なんて言われたら困りますし、したがって一生懸命こ

これらの本を読み漁りました。

なんとか会得したつもりでいるんですけども、面白かったですね。とりわけロールズのアファーマーティブ・アクション（積極的差別是正措置）という考え方とか、ノージックの最小国家論、すなわち小さな政府論だとかも面白かったですね。またマッキンタイヤについてもそうですが、これは本学の比較文化研究所の中にある基礎学術研究センターというところで、他学部の先生方と一緒に研究会を持っておりまして、このマッキンタイヤの本をずっと読んでおりました。そのマッキンタイヤが考えるリベラリズム批判、あるいは公共哲学の考え方は、今日になって、公共哲学ブームになりまして本当に参考になりました。公共哲学については誰が何を言おうと私は大変自信を持てるようにもなったわけですね。

法というのは権威が必要なんです。この権威は法の窮極にあるものでもありまして、世界最古のハンムラビ法典、今から約3千8百年前のものですけども、太陽神からハンムラビ王が法典を授かっているというようなレリーフがありますね。それと同じように法の力の淵源、源泉ですね、あるいは権威の基は何なのか、これを考えることがとても大切です。ケルゼンは根本規範を仮定いたしましたけれども、これに与しないものにとっては、根本規範に人間の尊厳という内容を据えることであると私は確信しております。したがって法律の権威、今日においては人間の尊厳から発せられるものだということを、ここで重々強調しておきたいと思うんですね。

その他、思想群に関して幸いなことに、私は京都の稲森財団が創設した京都賞の大勢いる推薦委員の一人でもあります。かつてドイツの社会学者ユルゲン・ハーバーマス教授を推薦し、そのハーバーマス先生が選ばれたことがありました。コミュニケーション論とか、討議倫理学とかいった新しい考え方に対してです。ユルゲン・ハーバーマスと言えば、フランクフルト学派における「批判理論」の後継で、公共性論を展開していたんですが、その後コミュニケーション論において斬新な社会哲学を展開しており、世界的な思想家の一人です。

チャールズ・テイラー教授も受賞しました。これも公共哲学的な考え方ですね。多文化主義における共同体主義といいますか、公共哲学にとりましてそれは重要な考え方になってまいりました。なおマイケル・サンデル教授も公共哲

学を展開しておりますね。いずれ受賞の候補に推される一人と思われま

す。ロックとかルソーの話は今回しておりませんが、しかし今回はこれらも含めた近代的な自然法思想、近代的な自然権思想をこれまでのバックとして扱ったつもりです。例えば自由至上主義のリバタリアンにとりまして創始者のような存在になっているのはジョン・ロックです。そのロックの自然権思想をまさに用いているのは現代の自由至上主義でありますから、思想というのは、さまざまな再利用がそういう形でもされているわけですね。

なおゲッティンゲン大学に在外研究しておりましたときに、フランツ・ヴィアッカーという法史学の著名な先生と会食する機会を得ました。私は在外研究中に、種々の世界的な大学者に会うことができ、大変幸せに思っております。また本学でもですね、さまざまな碩学がおられました。例えば憲法の伊藤満教授、法史学の石井良助教授、英米法の内田力蔵教授、民法の舟橋諒一教授などなど、本当にただ驚嘆するばかりでした。と同時にそれらの先生方から多くのものを学んだのであります。

(2) ロドス島とミネルヴァの梟について

ロドス島というのはエーゲ海にあって、理想の楽園とも言われています。その島で跳んだという故事がありますが、ヘーゲルは言い換えて、バラあるところで踊れと述べています。バラに例えたのは理性のことであります。つまり理性であるバラが咲く現実のところで踊れとも言っているのでしょう。それは現実と理性との場をしっかりと捉えるということ、これがヘーゲルの教えでもあったと思われま

す。ミネルヴァの梟というのは知恵の神でもあり、夕方に飛び立って、日中の喧騒を吟味します。そのミネルヴァの梟に私たちは自らなって飛んで、英知を集めて、そして現実を直視し、この世を認識する、それが哲学だとヘーゲルは言っているかのようです。そのようにしてこれから皆さん方はミネルヴァの梟となって、この世界を、私たちが住む世界の今後を、どうか理解し、認識していきたいと思

います。私が今日まで自由に教育、研究ができました本学法学部に対しまして、また何よりも創立者はじめお世話になった方々に対して感謝し、衷心より御礼を申

し上げます。皆様ごきげんよう。もう言っていていいですね、さようなら！ ご清聴ありがとうございました。